B　**特定個人情報の提供**（番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条）

情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第７号又は第８号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第２項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない（注）（番号法第22条第１項、第26条）。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。

また、同法第22条第１項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第２項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。

＊　児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（児童扶養手当法施行規則第１条第７号）、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。

（注）　番号法第19条第８号の規定により提供することができる限定機関が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第６号）第２条第１項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

第４－３－⑶㋁の見出し中「第23条」の右に「、第26条」を加える。

第４－３－⑶㋁中「情報提供者」の右に「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「情報提供者」の右に「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「第19条第７号」の右に「又は第８号」を、「第23条第１項」の右に「、第26条」を、「第23条第２項」の右に「、第26条」を加え、「第30条第１項」を「第31条第１項」に、「第30条第３項」を「第31条第３項」に改め、「第23条第３項」の右に「、第26条」を加え、「第30条第４項」を「第31条第４項」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第４－３－⑶㋂の見出し中「第25条」の右に「、第26条」を加える。

第４－３－⑶㋂中「情報提供者」の右に「又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を加え、「をいう。）」の右に「又は条例事務関係情報提供等事務（同法第19条第８号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）」を、「第24条」の右に「、第26条」を加え、「又は情報提供ネットワークシステム」を「又は条例事務関係情報提供等事務若しくは情報提供ネットワークシステム」に改め、「第25条」の右に「、第26条」を加える。

第４－４－⑴（関係条文）中「第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで」を「第30条第１項及び第２項、第31条第１項から第３項まで」に改める。

第４－４－⑴●中「第31条」を「第32条」に改める。

第４－４－⑵（関係条文）中「第27条、第29条、第30条」を「第28条、第30条、第31条」に改める。

第４－４－⑵●Aの見出し中「第29条第１項又は第30条第１項」を「第30条第１項又は第31条第１項」に改め、同A中「第27条第１項」を「第28条第１項」に、「第29条第１項」を「第30条第１項」に改める。

第４－４－⑵●B中「第27条」を「第28条」に改める。

第４－４－⑵●Cの見出し中「第29条第１項又は第30条第１項」を「第30条第１項又は第31条第１項」に改める。

第４－４－⑶（関係条文）中「第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで」を「第30条第１項及び第２項、第31条第１項から第３項まで」に改める。

第４－４－⑶●中「第29条第１項又は第２項」を「第30条第１項又は第２項」に、「第30条第１項から第３項まで」を「第31条第１項から第３項まで」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第４－４－⑷（関係条文）中「第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで」を「第30条第１項及び第２項、第31条第１項から第３項まで」に改める。

第４－４－⑷●中「第29条第１項又は第２項」を「第30条第１項又は第２項」に、「第30条第１項から第３項まで」を「第31条第１項から第３項まで」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第４－４－⑸（関係条文）中「第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで」を「第30条第１項及び第２項、第31条第１項から第３項まで」に改める。

第４－４－⑸●本文中「第29条第１項又は第２項」を「第30条第１項又は第２項」に、「第30条第１項から第３項まで」を「第31条第１項から第３項まで」に、「第31条」を「第32条」に改め、同●B中「第28条」を「第29条」に改める。

第４－５（関係条文）及び同㋀の見出し中「第26条、第27条」を「第27条、第28条」に改める。

第４－５㋀中「第27条」を「第28条」に改める。

第４－５㋂中「第27条第６項」を「第28条第６項」に改める。

第４－６本文中「第31条」を「第32条」に改める。

第４－６Ｂ中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

第４－６Ｄａ中「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）」及び「政令」を「行政機関個人情報保護法施行令」に、「ｃにおいて」を「以下」に改め、Ｄｂ中「政令」を「行政機関個人情報保護法施行令」に改める。

別添の㋁Ｂ中「取得する」を「取得」に、「利用を行う」を「利用」に、「保存する」を「保存」に、「提供を行う」を「提供」に、「削除・廃棄を行う」を「削除・廃棄」に改める。

別添の㋁Ｃｂ中「運用状況」を「運用を行うとともに、その状況」に、「持出し」を「持ち運び」に改め、同Ｃｄ中「主務大臣等」を「事業所管大臣等」に、「実施する」を「実施することが考えられる」に、同Ｃｅ中「特定個人情報」を「特定個人情報等」に改める。

別添の㋁Ｄｂを次のように改める。

ｂ　**事務取扱担当者等の教育**

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第２条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第29条の２、番号法施行令第30条の２）。

・　研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとすること。